○経済産業省告示第百七十四号

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第十九号）別表第一第二表の規定に基づき、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を次のように定め、公布の日から施行する。一般ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十六年経済産業省告示第七十八号）は、廃止する。

平成二十九年七月二十五日　　経済産業大臣　世耕　弘成

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	21	22	23	24	25	26	27	21～27平均
全産業自己資本利益率	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	9.24	
公社債利回り実績値	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	0.36	
自己資本報酬率適用率（β値：0.5）	3.14	4.02	3.05	3.41	4.83	4.98	4.80	4.03 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.64
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.17％）補正後）	1.81

（参考）事業報酬率（(A)×35％＋(B)×65％）

需要家数30万戸以上の事業者	2.48
需要家数30万戸未満の事業者	2.59

○経済産業省告示第百七十五号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）第十八条第二項、別表第一から別表第四まで及び様式第一の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を次のように定め、公布の日から施行する。簡易ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十六年経済産業省告示第九十号）は、廃止する。

平成二十九年七月二十五日　　経済産業大臣　世耕　弘成

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

1　原料価格の１立方メートル当たりガス料金への換算係数

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（以下「規則」という。）第18条第２項に規定する「原料価格の１立方メートル当たりガス料金への換算係数」は別表１のとおりとする。この場合において、使用原料の区分は液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第12条第１項の規定によるものとする。

なお、季節によって、い号又はろ号の２種類の液化石油ガスを使用する者にあっては、い号、ろ号併用欄に掲げる係数によるものとする。

2　１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

規則別表第１の「１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値」は、別表２のとおりとする。

3　特定製造所の標準所要面積

規則別表第２の「標準所要面積」は、別表３のとおりとする。

4　１供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

規則別表第２の「１供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額」は、別表４－１及び別表４－２のとおりとする。

5　産気率

規則別表第３第１表の原料費の欄の「産気率」（液化石油ガス１キログラム当たりのガス発生量をいう。）は、別表５のとおりとする。

なお、使用原料の区分については、原料価格の１立方メートル当たりガス料金への換算係数の区分に準じる。

6　都道府県別の平均年間労務費の標準値

規則別表第３第１表の労務費の欄の「都道府県別の平均年間労務費の標準値」は、別表６のとおりとする。

7　当該供給地点群の適正な所要人員数

規則別表第３第１表の労務費の欄の「当該供給地点群の適正な所要人員数」は、１供給地点当たりの適正な所要人員数を、設置する導管を炭素鋼鋼管とした場合にあっては0.0032人、ポリエチレン管とした場合にあっては、0.0031人とし、これに供給地点数を乗じたものとする。

8　適正な修繕費率

イ　規則別表第３第１表の修繕費の欄の「適正な修繕費率」は、以下のとおりとする。

a　経過年数１年の場合は1.2％

b　２年から７年の場合は1.2％×1.2（経過年数－１）

c　８年以降の場合は4.3％

ロ　イにおいて経過年数の起算は、指定旧供給地点小売供給約款の設定又は変更（当該供給地点群について新たに建物及び償却資産投資をした場合を含む変更に限る。）の認可を受け、事業を開始した日の属する月とし、また、原価算定期間中に取替えを予定している導管の場合は、取替えを予定している日の属する月とする。

9　１供給地点当たり道路占用料の額

規則別表第３第１表の租税課金の欄の「１供給地点当たり道路占用料の額」は、別表７のとおりとする。この場合において、適用区域の区分は道路法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第313号）の規定による改正前の道路法施行令（昭和27年政令第479号）別表の規定によるものとする。

10　償却率

規則別表第３第１表の減価償却費の欄の「償却率」は、車両以外については別表４－１の１供給地点当たり合計の共同住宅・単独住宅別の償却率を、車両投資については別表４－２の償却率を用いるものとする。